処 分 基 準

令和5年10月1日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第108条の3の5第2項

処 分 の 概 要:自転車運転者講習の受講命令

原権者(委任先):東京都公安委員会

法 令 の 定 め:

道路交通法 第108条の3の5第2項(特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令)

処 分 基 準:

道路交通法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為(以下単に「危険行為という)をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。

- ・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険 を生じさせるおそれが失われたと認められる場合
- ・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後 の危険行為が2回に満たないとき

問 合 せ 先:交通部交通総務課交通安全対策第2係(交通安全講習プロジェクトチーム) 電話 03-3581-4321 (内線54912~4)

備 考: